

第2章 基本計画

第1節

思いやりでつながる心豊かなまち

住民と行政の協働

【現状と課題】

町民のニーズが多様化・複雑化してきており、さまざまな分野において、行政だけでなく、町民との協働による取組を推進していくことが求められています。町民と行政が議論を交わし、それぞれの責任と役割を明らかにし、協働で地域の課題解決に取り組むことが大切です。

町政運営について、情報を公表し、各種審議会などの会議を公開しています。パブリックコメント（意見公募手続）による政策形成過程への参加機会の確保やアンケートによる意見集約などについて、さらに進めていく必要があります。

平成28年4月に佐賀大学有田キャンパスが開設されました。大学生と子ども、若年層との交流から、賑わいの創出と地域活性化を図ることが求められています。

NPO法人（特定非営利活動法人）やまちづくり団体、ボランティア団体などの市民公益活動団体がつながる仕組みづくりと、新たな団体の設立を支援し、多様な公益サービスの充実を図る必要があります。

計画から活動へ、「自分事」として住民参加を進めていくための工夫が必要です。

高齢化や人口減少に伴い、地域の連帯感が希薄になりつつあり、今後の集落機能の維持や活動が危ぶまれています。地域が本来持っている相互扶助機能を高めることが必要です。

地域行事や清掃などの地域に密着した活動を通して、コミュニティ（共同体）の活性化が図られており、世代間の交流や人材育成などによりさらなる推進が必要です。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 協働のまちづくりの推進

[主な担当課：まちづくり課]

(1) 政策形成過程への多様な住民参加の推進

多様な人が交わるコミュニケーションの場づくり(「住民委員会 2018」などの取組の推進)

町政懇談会の実施

パブリックコメントやアンケート調査の実施による住民参加機会の確保

(2) 行政情報やまちづくり活動情報のきめ細かい提供

わかりやすく、親しみやすい情報提供(フリーペーパー(無料情報誌)発行等)【再掲 施策：情報公開、情報提供の充実】

町ホームページの充実

(3) 大学、企業等との積極的な連携

町民との交流機会の拡大

産官学の共同研究への支援

大学等との連携による専門知識の活用

(4) 住民活動と町の事業の連携の推進

町民がまちづくりの主体として、身近な公益的サービスを担う仕組みづくり

クリーン大作戦

アダプトプログラム(里親制度)の推進

地域おこし協力隊制度を活用した地域づくりの推進

2 まちづくり活動の支援

[主な担当課：まちづくり課]

(1) NPO法人やボランティア団体などの市民公益活動団体の育成・活動支援

まちづくり活動、地域づくり活動の支援

ボランティア、NPO法人など公益活動を行う人材の育成

情報収集やネットワークづくりへの支援

(2) あらゆる世代のまちづくり活動への参加の支援と推進

親しみやすい活動の場づくりや機会づくり

3 コミュニティ活動の推進

[主な担当課：総務課、まちづくり課]

(1) 自治会・コミュニティ活動の活性化と連携

自治会運営の活動支援
地域の祭り、イベントの充実
公民館の開放と活用
地域間の連携の推進（町内外）

(2) 地域リーダー、コーディネーターの育成

研修会等の開催による地域リーダーとコーディネーター（まとめ役）の育成
自主防災に係るリーダー育成

(3) 学校、家庭、地域が連携した交流の推進

コミュニティスクールの推進
PTA・婦人部・老人会の交流
学校施設の開放

(4) 集落等のコミュニティ機能の維持・支援

コミュニティ助成事業等を活用した公民館施設の維持・修繕
自主防災組織の育成・強化

【主な成果の目標指標】

項目	単位	平成28年度 (実績)	平成34年度 (目標)	平成39年度 (目標)
公募を行う審議会の数	団体	2	3	4
NPO法人数	団体	10	12	14

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・行政課題や地域の問題に関心を持ち、協働の意識を高め実践します。
- ・公募される審議会や委員会に積極的に参加します。

- ・積極的に社会活動へ参加し、自ら進んで地域づくりに携わります。
- ・コミュニティの意識を高め、積極的に地域活動へ参加し、自ら進んで地域づくりに携わります。

地域・団体・企業の役割

- ・行政課題や地域の問題に関心を持ち、協働の意識を高め実践します。
- ・公共的サービスの担い手として各種の地域づくり活動を行います。
- ・青少年育成団体などを育成します。
- ・地域の行事などへ積極的に参加します。

行政の役割

- ・計画策定などへの住民参画の仕組みづくりを行います。
- ・青少年育成団体などを支援します。
- ・まちおこしなど様々な活動を行う団体やそのリーダーの育成を推進します。
- ・コミュニティ活動の支援を図ります。
- ・コミュニティ施設の機能充実を図ります。

情報公開と情報化の推進

【現状と課題】

町政の透明性の確保と町民サービスの向上を図るため、積極的な情報公開が求められています。

くらしやイベントなどに関する情報が行き届いておらず、町民が知りたい情報と、町民に知ってほしい情報を効果的に発信していく必要があります。

最新情報の提供に努めながら、若い人たちに自らが生活する町に対する関心を持ってもらう工夫が必要です。

スマートフォン（高機能携帯電話＝スマホ）やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に代表されるICT（情報通信技術）は、近年、目まぐるしく発達しており、町民意識の共有や町民意見の集約を行う上でも、積極的な利活用がますます重要になっています。

利用者目線に立った情報発信や、町民同士の情報交換によって、町民自らが町や地域の魅力を発信できる体制づくりが求められています。

ICT（情報通信技術）の利活用による行政事務の効率化が必要です。

町民が、生活に必要な情報を安全・安心に取得し、活用できる環境を確保するために、個人情報保護をはじめとする情報セキュリティの強化を進める必要があります。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 情報提供の充実

[主な担当課：総務課、財政課]

(1) 情報公開の推進

積極的な行政情報の伝達
広報紙等による行政情報の公表
文書管理体制の充実

(2) 広報公聴活動の充実

町民との情報共有化
迅速かつ正確な行政情報の伝達
わかりやすく、親しみやすい情報提供（フリーペーパー発行等）【再掲】
町政懇談会の実施【再掲】

(3) 多様なメディア（媒体）を活用した情報発信の充実とオープンデータの活用

観光情報
タウンプロモーションの推進
防災情報
地域の情報発信リーダー
ソーシャルネットワーキングサービス（ツイッター、フェイスブック、クチコミサイトなど）の活用

2 ICT利活用による利便性の向上

[主な担当課：財政課]

(1) 高度な行政経営の実現と政策決定の効率化

証明書発行窓口や納付機会の拡充
オンライン手続きの推進
社会保障番号（マイナンバー）制度への対応
業務のIT（情報技術）化、ペーパーレス化

(2) ICTの潮流を捉えた新たな行政手法の創造

シビックテックやビックデータなどを活用して、様々な地域課題の解決を目指します。

(3) ICTを活用した防災体制の整備

ICTを積極的に活用して、災害時及び緊急事態時の情報伝達手段の多重化及び多様化を図ります。

(4) 地域の情報化

地域における情報化を促進するために、世代間の交流を兼ねたスマホの使い方講座などにより、情報弱者への支援を行います。

3 情報通信基盤の適正化

[主な担当課：財政課]

(1) 情報通信基盤の整備と再構築

情報システムやネットワークの効率化
情報機器等の導入等にかかる経費の縮減

(2) 情報セキュリティ対策の推進

町民の個人情報をも適正に管理することを目的に、行政の情報セキュリティを強化します。

【主な成果の目標指標】

項目	単位	平成28年度 (実績)	平成34年度 (目標)	平成39年度 (目標)
マイナンバーカード交付件数	件	1,262	6,000	10,000

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・ 広報や町のホームページに掲載される行政情報に関心を持ちます。

地域・団体・企業の役割

- ・ 情報共有、行政情報の活用に努めます。

行政の役割

- ・ 情報公開、広報・公聴機能を充実します。
- ・ 情報システムを適正に管理します。
- ・ 個人情報を適正に管理します。

男女共同参画の推進

【現状と課題】

家庭、地域社会、企業等で、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方や慣行が根強く存在し、女性の自立や社会参画への障害となっています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為（つきまとい等）の暴力は人権侵害です。暴力の予防と根絶には、暴力を許さない社会風土を醸成する広報啓発が重要です。

さまざまな分野に女性の参画を推進するための人材育成を実施し、政策・方針決定過程への住民総参画を目指す必要があります。

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会（ワークライフバランス）の実現が求められています。

ひとり親家庭の増加などの家庭環境の変化に伴う、子育て、就労、家事などの不安や悩みが増加しています。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 男女共同参画社会に向けた基盤づくり [主な担当課：まちづくり課、健康福祉課]

(1) 男女共同参画社会に関する幼児期からの意識の形成

学習機会の提供

教育・啓発の推進

(2) 男女共同参画社会への意識啓発

男女共同参画社会の実現への障壁となっている制度や慣行の見直しに向けて、有田町男女共同参画推進協議会（ありたんひろば）などと連携しながら、講演会や研修会などの開催により、意識啓発を進めます。

(3) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

男女間・子ども・高齢者などに対する暴力や虐待を予防するために、啓発活動を推進します。

2 あらゆる分野での女性の活躍と男女共同参画社会の実現

[主な担当課：まちづくり課、健康福祉課]

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進と女性活躍

審議会及び区の役員への女性の登用を推進し、女性の参画と活躍を支援します。

(2) 家庭生活・地域社会での男女共同参画の推進

交流の場

女性の向上心を活かす場所づくり

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

啓発活動

育児・介護休暇法の情報提供

(4) 就業を支える労働環境の整備

女性の就業促進に向けて、事業所へ制度等の趣旨の普及を行います。

(5) 女性がいきいきと働き続けるための支援

保育サービスの充実

ひとり親家庭への自立支援

(6) 相談体制の充実

子育て、就労、家事などの不安や悩みと暴力などの人権侵害に対処する女性総合相談窓口を充実させます。

【主な成果の目標指標】

項目	単位	平成28年度 (実績)	平成34年度 (目標)	平成39年度 (目標)
委員会・審議会への女性参画状況	%	19	30	35

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・男女が社会の対等な構成員として認め合い尊重します。
- ・学習会や講演会などに積極的に参加し、男女共同参画の意識を高めます。
- ・広報や町のホームページに掲載される情報に関心を持ち、情報収集に努めます。

地域・団体・企業の役割

- ・仕事と家庭、地域生活での固定的な役割分担意識や慣行などを見直します。
- ・労働、雇用における均等な機会と待遇に努めます。

行政の役割

- ・啓発や教育により意識改革を推進します。
- ・各種委員会、審議会に積極的に女性を登用します。
- ・情報提供や学習会、相談体制を強化します。

健全な行財政運営の確保

【現状と課題】

本町の財政基盤は、比較的に窯業関係以外の企業が少ないことから、法人町民税や固定資産税などの町税収入が少なく、脆弱な財政基盤となっています。

合併特例期間の終了により地方交付税の減少が見込まれており、長期的視点に立った財源確保の取組が重要です。

社会保障費の増加や公共施設の更新などにより、歳出が増加する一方で、人口減少に伴う歳入の減少が見込まれるなど、財政運営は厳しさを増しています。

今後のまちづくりを支える足腰の強い行財政の確立が必要であり、行財政改革の継続した取組を行うと共に、ICTの活用などにより、事務の簡素化・効率化を進める必要があります。

限られた人員や財源など、行政資源の効率的な活用が求められています。

人口減少や少子高齢化を視野に、将来負担の軽減と施設の有効利用を図るために、公共施設の計画的な再編、効率的な利用を進めていく必要があります。

地方自治体の枠を超えた課題や行政需要に対応するため、近隣自治体や圏域と連携した施策の展開が求められています。

【施策の体系】

【計画の具体的な目標と内容】

1 健全な財政運営

[主な担当課：財政課]

(1) 収入の確保

町税の確実な賦課・徴収
確実な財源の確保(国・県補助金、寄付金等)
利便性のある収納方法の導入

(2) コスト意識の徹底による経常的経費の節減

補助金・負担金の見直し
予算編成方法の見直しによる予算の重点化

(3) 特別会計事業等の自立的な経営に向けた取組強化

公営企業の経営効率化や特別会計事業の見直しを進めます。

(4) 受益者負担の適正化

町民と行政の役割分担と使用料等の適正化を図り、受益と負担のあり方を見直します。

2 行政改革の推進

[主な担当課：総務課、まちづくり課]

(1) 行政評価(事務事業評価)の推進による経営の効率化

行政改革推進事業(経営改善計画の推進)
事務事業評価による総点検

(2) 行政機構・事務の効率化と職員定数の適正化

総合的な案内機能の充実
民間との適切な役割分担によるアウトソーシング(外部委託)、事務委託等の推進
職員定数の適正管理

(3) 職員の能力開発の推進

政策形成能力や行政経営能力を備えた職員を育成するために、人材研修を充実させます。

3 公共施設マネジメント(経営・管理)の推進 [主な担当課：財政課]

(1) 公共施設等総合管理計画に基づく適正な公共施設配置

公共施設の整理・統合・廃止による適正配置

町有財産の維持管理コスト(費用)軽減の取組

(2) 民間活力を導入した財産活用

P F I ・ P P P など民間と連携した財産の有効活用を推進します。

4 広域連携の推進 [主な担当課：まちづくり課]

(1) 他自治体との連携・協力の充実

幅広い広域連携の研究

多様な連携事業の推進

(2) 産学官連携の推進

「景観」、「建築」、「教育」、「肥前窯業圏」、「棚田」などさまざまな分野において、企業並びに佐賀大学をはじめとした教育機関等と連携します。

【主な成果の目標指標】

項目	単位	平成28年度 (実績)	平成34年度 (目標)	平成39年度 (目標)
職員総数	人	196	180	175
町税収納率	%	97	97	98
経常収支比率	%	89	87	85
公共施設の指定管理者への委託	件	3	3	4

【協働による推進体制】

住民の役割

- ・町の行財政への関心を持ちます。

- ・納税者と受益者としての責任を果たし、自主財源確保に協力します。

地域・団体・企業の役割

- ・町からの指定管理者制度などへの対応に努めます。
- ・各種団体の運営が自立できるよう努めます。

行政の役割

- ・行政改革を推進します。
- ・自主財源の確保と効果的な財政運営に努めます。
- ・行政評価制度を導入します。
- ・広域行政を推進します。